

第6次国有林野施業実施計画書
第2次変更計画
(変更部分のみ)

(上越森林計画区)

計画期間
自 令和3年4月1日
至 令和8年3月31日

関東森林管理局

上越森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野管理経営規程第12条第2項第4号に「特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積」を新設する。
- 2 国有林野管理経営規程第12条10号に「国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」が新たに規定されたことから、現行の国有林野施業実施計画書に「8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項」を新設する
- 3 更新量の区分変更
機能類型が、誤って「快適環境形成タイプ」として記載していた箇所が、実際には「山地災害防止タイプ」だったため変更する。
- 4 本数調整伐の追加
保安林整備に関して、当初計画時点で計画していなかったものの、林分密度の調整等が必要な保安林があることから、本数調整伐を追加する。
- 5 上記1、2の項目を新設することにより、これまでの3～6の項目を4～7に、8の項目を9にそれぞれ変更する。

なお、本変更計画は、令和6年4月1日から適用する。

【変更項目】

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(5) 更新総量

| 区 分 | | 山 地 災 害 防止タイプ | 自 然 維 持 タ イ プ | 森 林 空 間 利用タイプ | 快 適 環 境 形成タイプ | 水 源 涵 養 タ イ プ | 合 計 |
|------------------|---------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------|
| 人 工 造 林 | 単層林造成 | — | — | — | — | 2.11 | 2.11 |
| | 複層林造成 | 2.06 | — | — | — | 9.77 | 11.83 |
| | 計 | 2.06 | — | — | — | 11.88 | 13.94 |
| 天 然 更 新 | 天然下種第1類 | — | — | 14.00 | — | — | 14.00 |
| | 天然下種第2類 | — | — | — | — | — | — |
| | ぼう芽 | — | — | — | — | — | — |
| | 計 | — | — | 14.00 | — | — | 14.00 |
| 合 計 | | 2.06 | — | 14.00 | — | 11.88 | 27.94 |

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

| 所 在 地 (林 小 班) | 面積 (ha) |
|--------------------------------|---------|
| 20 ろ1、に3、へ、ち、る2 | 122.60 |
| 22 か、よ1、よ3、そ、つ、む、う3 | |
| 80 は | |
| 82 は1 | |
| 83 ろ1、ろ2、ほ1~と1、つ、ふ、え、き1、き2、み、ひ | |
| 84 は、ほ、へ、む2 | |
| 85 ろ、に1、へ、と、ね、ら | |
| 86 り | |

4 林道の整備に関する事項

5 治山に関する事項

| 位 (林 班) | 市 町 村 | 区 分 | 工 種 | 計 画 量 |
|---|---------|---------|-------|-------|
| 93、99、101～105、107、 110、111、113 | 糸 魚 川 市 | 保 安 施 設 | 溪 間 工 | 24か所 |
| | | | 山 腹 工 | 2か所 |
| 14、15、23、25、27、31、 38～40、43、45、50、85 | 妙 高 市 | | 溪 間 工 | 11か所 |
| | | | 山 腹 工 | 4か所 |
| 72 | 上 越 市 | | 溪 間 工 | 1か所 |
| | | | 山 腹 工 | 1か所 |
| 82 | | 地すべり防止 | 山 腹 工 | 1か所 |
| 83、84 | | 保安林の整備 | 本数調整伐 | 40ha |
| 合 計 | | 保 安 施 設 | | 43か所 |
| | | 地すべり防止 | | 1か所 |
| | | 保安林の整備 | | 40ha |

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

7 レクリエーションの森の名称及び区域

8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

該当なし。

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

該当なし。

9 その他必要な事項